

尼崎市インターネット公売 ガイドライン

尼崎市インターネット公売をご利用いただくには、以下の尼崎市インターネット公売ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、確認、同意していただくことが必要です。また、インターネット公売の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

本ガイドラインにおける「入札」、「入札開始」、「入札手続き」、「最低入札価格」、「入札期間」、「入札者」、「入札終了」は、せり売の方法で行う公売においては、それぞれ「せり売」又は「買受申込み」、「せり売開始」、「買受申込手続き」、「最低買受申込価格」、「せり売期間」、「買受申込者」、「せり売終了」を指すものとします。

第1 インターネット公売の参加条件など

1 インターネット公売の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公売へ参加すること及び財産を買い受けることができません。また、(1)から(3)に該当する方は、代理人を通じて参加することもできません。

- (1) 国税徴収法第 92 条（買受人の制限）又は同法第 108 条第 1 項（公売実施の適正化のための措置）に該当する方。
- (2) 尼崎市が定める本ガイドライン及び KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方。
- (3) 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (4) 制限行為能力者。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。
- (5) 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除きます。
- (6) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除きます。

2 インターネット公売参加にあたっての注意事項

- (1) インターネット公売は、国税徴収法などの規定にのっとりて尼崎市が執行する公売手続きの一部です。KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインについては、本ガイドライン及び国税徴収法の規定に反しない限り、インターネット公売の手続きにおいて公売参加者又はその代理人（以下、「公売参加者など」といいます）を拘束するものとします。
- (2) 公売参加者などが国税徴収法第 108 条第 1 項に掲げる行為をしたとき、尼崎市は同条に基づき、入札をなかったものとするなどの処分を行うことがあります。当該処分

を受けた公売参加者などは、以後２年間、尼崎市の実施する公売に参加すること又は代理人となることができません。また、処分を受けた公売参加者などの納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は没収し、返還しません。

なお、以下は第 108 条第 1 項に掲げる行為に該当します。

- ア 売却決定を受けても買受代金の納付期限までにその代金を故意に納付しない行為
 - イ 偽りの名義により又は第三者をかたって公売に参加する行為
 - ウ 公売を妨害する意思をもって行う、第 1 の 7「代理人による自己のための公売参加手続きの禁止」において禁止する行為
 - エ 公売を妨害する意思をもって行う、第 6 の 3「システム利用における禁止事項」に掲げる行為
- (3) 入札に先立って公売保証金を納付してください。
 - (4) 公売参加者などは、あらかじめインターネット公売システム（以下「公売システム」といいます）上の公売物件詳細画面や尼崎市において閲覧に供されている公売公告などを確認し、登記・登録制度のある財産については、関係公簿などを閲覧するほか、十分な調査を行ったうえで公売に参加してください。また、尼崎市が下見会を実施する財産については、下見会で財産を確認してください。
 - (5) インターネット公売は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公売システムを採用しています。公売参加者などは、公売システムの画面上で公売参加申込みなど一連の手続きを行ってください。
 - (6) インターネット公売においては、特定の売却区分（公売財産の出品区分）の公売が中止になること、若しくは公売全体が中止になることがあります。

3 公売財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 公売財産は尼崎市税滞納者などの財産であり、尼崎市の所有する財産ではありません。
- (2) 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、現所有者及び尼崎市には担保責任は生じません。
- (3) 売却決定を受けた最高価申込者又は次順位買受申込者（以下、「買受人」といいます）並びにその代理人（以下、「買受人など」といいます）が公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき（公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可又は登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたとき）に、買受人への権利移転の効力が生じるとともに、買受人に危険負担が移転します。その後に発生した財産の破損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、買受人が負うこととなります。
- (4) 公売財産が登記・登録を要する財産の場合、尼崎市は、買受代金を納付した買受人などの請求により、権利移転の登記・登録を関係機関に囑託します。
- (5) 公売財産が動産、自動車などである場合、尼崎市はその公売財産の引渡しを買受代金

納付時の現況有姿で行います。

- (6) 買受人は、買受人に対抗することができる公売財産上の負担を引き受けなければなりません。
- (7) 買受人は、買受代金の納付後に公売財産の返品、交換及び買受代金の返還を求めることができません。

4 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公売参加者などは、以下のすべてに同意するものとします。

ア 公売参加申込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名（法人の場合は、商業登記簿などに登記されている所在地、名称、法人代表者氏名）及び電話番号を公売参加者情報として登録すること。

イ 公売参加者などの公売参加者情報及び KSI 官公庁オークションのログイン ID（以下、「ログイン ID」といいます）に登録されているメールアドレスを尼崎市に開示されること。

- ・ 尼崎市は、公売参加者などに対し、ログイン ID で認証済みのメールアドレスに、公売財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ 最高価申込者又は次順位買受申込者に決定された公売参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号（代理人による参加の場合は代理人のログイン ID に紐づく会員識別番号）を公売システム上において一定期間公開されること。

- (2) 尼崎市は、公売参加者などから直接又は尼崎市が公売システムで収集した個人情報を、尼崎市公文書管理指針に基づき、5 年間保管します。尼崎市は、収集した個人情報を国税徴収法第 108 条に定める公売実施の適正化のための措置などを行うことを目的として利用します。
- (3) 公売財産が登記・登録を要する財産の場合、公売参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合（転居などにより異なる場合で、住所証明書によりその経緯などが確認できる場合を除きます）は、買受人となっても所有権移転などの権利移転登記・登録を行うことができません。

5 代理人による参加について

インターネット公売では、代理人に公売参加の手続きをさせることができます。代理人には、少なくとも公売参加申込み、公売保証金の納付及び返還にかかる受領、入札並びにこれらに附帯する事務を委任することとします。

- (1) 代理人の資格

代理人は、第 1 の 1「インターネット公売の参加条件」を満たさなければなりません。

- (2) 代理人による参加の手続き

ア 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人のログイン ID により、代理人が

公売参加申込み及び入札などを行ってください。

- イ 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、公売参加者は、委任状及び公売参加者の住所証明書（公売参加者が法人の場合は商業登記簿謄本など）を入札開始 2 開庁日前までに尼崎市に提出することが必要です。委任状は、尼崎市ホームページより印刷することができます。原則として、入札開始 2 開庁日前までに尼崎市が委任状などの提出を確認できない場合、入札をすることができません。公売参加者以外の方から委任状などが提出された場合も、入札をすることができません。
- ウ 代理人による公売参加申込み手続き及び入札手続きの詳細については、「第 2 公売参加申込みについて」、「第 3 セリ売形式で行うインターネット公売手続き」及び「第 4 入札形式で行うインターネット公売手続き」をご覧ください。

(3) 復代理人の選任の権限

任意代理人を選任した場合、公売参加者はその代理人に復代理人を選任する権限を付与したものとみなします。

(4) 代理人による参加における注意事項

- ア 代理人に国税徴収法第 108 条第 1 項に該当すると認められる事実がある場合、公売参加者及びその代理人は同法第 108 条第 1 項に該当し、以後 2 年間尼崎市の実施する公売に参加できません。
- イ 国税徴収法第 108 条第 1 項に該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者を代理人とした方は、同法第 108 条第 1 項に該当し、以後 2 年間尼崎市の実施する公売に参加できません。
- ウ ア及びイの場合、納付された公売保証金は没収し、返還しません。

6 代理人による自己のための公売参加手続きの禁止

- (1) 代理人は、公売参加者（以下「本人」といいます）のために公売参加の手続きをする公売財産について、本人のために行う公売参加の手続きとは別に、自己のために公売参加の手続きをすることはできません。
- (2) 代理人が、一つの公売財産に対し複数の本人から公売参加の手続きなどについて委任を受けた場合は、その委任を受けたすべての公売参加の手続きをすることができません。
- (3) 本人は、代理人に公売参加の手続きを委任した公売財産について、代理人が行う買受申込みとは別に、自己のために公売参加の手続き又はほかの代理人に委任して公売参加の手続きを行うことはできません。
- (4) 法人が公売に参加する場合、当該法人の代表権限のある方（以下、「法人代表者」といいます）は、法人のために行う公売参加の手続きとは別に、自己のため又はほかの本人の委任を受けて公売参加の手続きをすることはできません。

第2 公売参加申込みについて

入札に先立って、公売参加申込みを行ってください。公売参加申込みには、公売参加者など情報の入力、公売保証金の納付及び必要に応じて委任状などの書類提出が必要です。公売参加申込みが完了したログイン ID でのみ入札できます。

1 公売参加申込みについて

公売参加者などは、公売公告により定められた公売参加申込み期間内に、入札しようとする売却区分を指定のうえ、公売システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名（法人の場合は、商業登記簿などに登記されている所在地、名称、代表者氏名）及び電話番号を公売参加者など情報として登録してください。

- ・ 法人が公売に参加する場合は、法人代表者名でログイン ID を取得したうえで、法人代表者が公売参加の手続きを行ってください。なお、法人代表者以外の方に公売参加の手続きをさせる場合は、その方を代理人とする必要があります。
- ・ 代理人に公売参加の手続きをさせる場合は、代理人のログイン ID により、代理人が公売参加の手続きを行ってください。代理人は、公売システムの画面上で、代理人による手続きの欄の「する」を選択してください。また、公売参加者は、委任状及び公売参加者の住所証明書（公売参加者が法人の場合は商業登記簿謄本など）を入札開始 2 開庁日前までに尼崎市に提出することが必要です。原則として、入札開始 2 開庁日前までに尼崎市が委任状などの提出を確認できない場合、入札をすることができません。公売参加者以外の方から委任状などが提出された場合も、入札をすることができません。

2 公売保証金の納付について

(1) 公売保証金とは

国税徴収法により定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。公売保証金は、尼崎市が、売却区分ごとに、見積価額（最低入札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

(2) 公売保証金の納付方法

公売保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。公売保証金は、公売システムの公売物件詳細画面より公売参加申込みを行い、所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより公売保証金を納付する公売参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる公売保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公売参加者などは、インターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公売参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が公売保証金取り扱い事務に

必要な範囲で、公売参加者などの個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

- ・ VISA、マスターカード、JCB、ダイナース、アメリカン・エクスプレスのマークがっていないクレジットカードなど、ごく一部ご利用いただけないカードがございます。
- ・ 法人で公売に参加する場合、法人代表者名義のクレジットカードをご使用ください。
- ・ 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人名義のクレジットカードをご使用ください。

(3) 公売保証金の買受代金への充当

公売参加者などは、買受人などとなり買受代金から公売保証金を差し引いた金額を納付した場合、公売保証金を買受代金に充当することに同意するものとします。

(4) 公売保証金の没収

公売参加者などが納付した公売保証金は、以下の場合に没収し、返還しません。

ア 最高価申込者又は次順位買受申込者となり売却決定されたが、納付期限までに買受代金を納付しない場合

イ 公売参加者などが、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当する場合

第3 セリ売形式で行うインターネット公売手続き

せり売形式の公売システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システム及び入札単位を使用しています。本章における入札とは、公売システム上の「入札価額」欄へ希望落札金額の上限を入力すること及び入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。

1 インターネット公売への入札

(1) 入札

公売参加申込み、公売保証金の納付及び必要に応じて委任状などの書類提出が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、公売システム上の「現在価額」又は一度「入札価額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札価額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、公売参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

尼崎市は、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当する者又はその代理人が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価額の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価額の入札を最高価額の入札とし、せり売を続行します。

2 最高価申込者の決定など

(1) 最高価申込者の決定

尼崎市は入札期間終了後、公売公告により定められた最高価申込者決定の日において、売却区分ごとに、インターネット公売上の入札における入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を、最高価申込者として決定します。

また、インターネット公売では、2人以上が同額の入札価額（上限）を設定した場合、先に設定した人を最高価申込者として決定します。

(2) せり売終了の告知など

尼崎市は、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価額（最高価申込価額）を公売システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売終了を告知します。

(3) 尼崎市から最高価申込者などへの連絡

最高価申込者又はその代理人（以下、「最高価申込者など」といいます）には、尼崎市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、最高価申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・ 尼崎市が最高価申込者などに送信した電子メールが、最高価申込者などのメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、尼崎市が買受代金納付期限までに最高価申込者などによる買受代金の納付を確認できない場合、その原因が最高価申込者などの責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し、返還しません。
- ・ 当該電子メールに表示されている整理番号は、尼崎市に連絡する際や尼崎市に書類を提出する際などに必要となります。

(4) 最高価申込者決定の取り消し

以下の場合に、最高価申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は最高価申込者に移転しません。アの場合は、納付された公売保証金を返還します。

ア 売却決定前、公売財産にかかる滞納市税等について完納の事実が証明されたとき。

イ 最高価申込者などが国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当するとき。

3 売却決定

尼崎市は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。

(1) 売却決定金額

売却決定金額は、落札価額を売却決定金額とします。

(2) 買受人などが買受代金を納付しなかった場合

買受人などが買受代金を納付しなかった場合、納付された公売保証金は返還しません。

(3) 売却決定の取り消し

以下の場合に、売却決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は買受人に移転しません。ただし、公売財産が動産の場合で、善意の買受人などが買受代金を納付した場合は、公売財産の所有権は当該買受人に移転します。

なお、アの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

ア 売却決定後、買受人などが買受代金を納付する前に、公売財産にかかる滞納市税等について完納の事実が証明されたとき。

イ 買受人などが買受代金を納付期限までに納付しなかったとき。

ウ 買受人などが、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当するとき。

4 買受代金の納付

(1) 買受代金納付期限について

買受人などは、買受代金納付期限までに尼崎市が納付を確認できるよう買受代金（買受代金に充当される公売保証金額を除く）を一括で納付してください。買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合、納付された公売保証金を没収し、返還しません。

(2) 買受代金の納付方法

買受代金は次の方法で納付してください。なお、買受代金の納付にかかる費用は、買受人などの負担となります。また、買受代金納付期限までに尼崎市が納付を確認できることが必要です。

ア 尼崎市の指定する口座へ銀行振込

イ 現金書留による送付（金額が 50 万円以下の場合のみ）

ウ 郵便為替による納付

＊ 発行日から起算して 175 日を経過していないものに限る。

エ 現金若しくは銀行振出の小切手を尼崎市役所へ直接持参

＊ 銀行振出の小切手は、一般線引小切手、支払先は持参人払、電子交換所に加入する銀行が振り出したもので振出日から起算して 8 日を経過していないものに限る。

- ・ 直接持参により納付する場合は身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など、住所及び氏名が明記されご本人の写真が添付されている本人確認書類（マイナンバーカードなどをお持ちでない場合は、住民票などの住所及び氏名を証する書面及びパスポートなどの写真付き本人確認書類））をお持ちください。
- ・ 代理人が納付する場合は、代理権限を証する委任状（委任状は尼崎市公式ホームページより印刷できます。）、買受人本人の住所証明書（買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など）、代理人の身分証明書をお持ちいただくか、委任状、買受人本人の住所証明書、代理人の身分証明書の写しを送付ください。公売参加申込時に委任状及び買受

人本人の住所証明書を提出済みの場合は、代理人の身分証明書のみお持ちいただくか写しを送付ください。

(3) 買受代金の納付の効果

ア 買受人などが公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可又は登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

イ 公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡しの有無などにかかわらず、買受人が負うことになります。

5 公売保証金の返還

(1) 最高価申込者など以外の方への公売保証金の返還

最高価申込者又は国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当し、同条第 2 項の処分を受けた者（その代理人を含む）以外の納付した公売保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公売参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、公売保証金の返還は入札終了後となります。

公売保証金の返還は、クレジットカードから公売保証金の引き落としを行わないことをもって行います。ただし、公売参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

(2) 国税徴収法第 114 条に該当する場合

買受代金納付期限以前に滞納者などから不服申立てなどがあり、滞納処分の続行が停止された場合、その停止期間は、最高価申込者など又は買受人などは国税徴収法第 114 条の規定によりその入札又は買受を取り消すことができます。この場合、納付された公売保証金は全額返還します。

(3) 国税徴収法第 117 条に該当する場合

売却決定後、買受人などが買受代金を納付する前に、公売財産にかかる滞納市税等について完納の事実が証明され、国税徴収法第 117 条の規定により売却決定が取り消された場合は、納付された公売保証金は全額返還します。

第4 入札形式で行うインターネット公売手続き

本章における入札とは、公売システム上で入札価額を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 インターネット公売への入札

(1) 入札

公売参加申込み、公売保証金の納付及び必要に応じて委任状などの書類提出が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、公売参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

尼崎市は、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当する者又はその代理人が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

(3) 追加入札

ア 追加入札とは

最高価額での入札者が複数存在する場合は、その方々（追加入札該当者又はその代理人。以下、「追加入札該当者など」といいます）のみによる追加の入札を行い、最高価申込者を決定します。これを追加入札といいます。追加入札においても、入札は一度のみ可能です。なお、追加入札は期日入札により行います。

イ 追加入札の周知方法

追加入札該当者などへは、入札期間終了後、電子メールにて追加入札該当者であること及び追加入札期間をお知らせします。

ウ その他追加入札該当者などが追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で追加入札したものとみなします。

2 最高価申込者の決定など

(1) 最高価申込者の決定

入札期間終了後、尼崎市は開札を行い、売却区分ごとに、インターネット公売上の入札において、入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。

追加入札が行われた場合は、追加入札において追加入札価額が当初の入札価額以上でかつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。ただし、追加入札終了後も最高価額での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で最高価申込者を決定します。

(2) 入札終了の告知など

尼崎市は、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価額（最高価申込価額）を公売システム上に一定期間公開することによって告げ、入札終了を告知します。

(3) 尼崎市から最高価申込者などへの連絡

最高価申込者などには、尼崎市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証され

たメールアドレスに、最高価申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・ 尼崎市が最高価申込者などに送信した電子メールが、最高価申込者などによるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、尼崎市が最高価申込者などによる買受代金の納付を買受代金納付期限までに確認できない場合、その原因が最高価申込者などの責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し、返還しません。
- ・ 当該電子メールに表示されている整理番号は、尼崎市に連絡する際や尼崎市に書類を提出する際などに必要となります。

(4) 最高価申込者決定の取り消し

以下の場合に、最高価申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は最高価申込者に移転しません。なお、アの場合は、納付された公売保証金を返還します。

ア 売却決定前に、公売財産にかかる滞納市税等について完納の事実が証明されたとき。

イ 最高価申込者などが国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当するとき。

3 次順位買受申込者の決定

(1) 次順位買受申込者の決定

公売財産が船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、債権又は電話加入権以外の無体財産権等で、最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合に、次順位買受申込者に売却決定します。尼崎市は最高価申込者決定後、以下の条件をすべて満たす入札者を次順位買受申込者として決定します。

ア 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額で入札していること。

イ 入札価額が最高価申込者の入札価額から公売保証金額を差し引いた金額以上であること。

ウ 入札時に次順位買受申し込みを行っていること。

上記の条件をすべて満たす入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）により次順位買受申込者を決定します。なお、入札時に次順位買受申し込みを行った場合、この申し込みは取り消すことができませんのでご注意ください。また、尼崎市は、次順位買受申込者を決定したときは、次順位買受申込者の会員識別番号と次順位買受申込価額を、公売システム上に一定期間公開することによって告げます。

(2) 尼崎市から次順位買受申込者などへの連絡

次順位買受申込者又はその代理人（以下、「次順位買受申込者など」といいます）には、尼崎市から入札終了後、あらかじめ会員識別番号で認証された次順位買受申込者などのメールアドレスに、次順位買受申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・ 尼崎市が次順位買受申込者などに送信した電子メールが、次順位買受申込者などのメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、尼崎市が売却決定を受けて買受人となった次順位買受申込者などによる買受代金の納付を買受代金納付期限までに確認できない場合、その原因が次順位買受申込者などの責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し、返還しません。
- ・ 当該電子メールに表示されている整理番号は、尼崎市に連絡する際や尼崎市に書類を提出する際などに必要となります。

(3) 次順位買受申込者決定の取り消し

以下の場合に、次順位買受申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は次順位買受申込者に移転しません。なお、アの場合は、納付された公売保証金を返還します。

ア 売却決定前に、公売財産にかかる滞納市税等について完納の事実が証明されたとき。

イ 次順位買受申込者などが国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当するとき。

4 売却決定

(1) 最高価申込者に対する売却決定

尼崎市は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。

ア 売却決定金額

売却決定金額は、落札価額を売却決定金額とします。

イ 売却決定を受けた最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合

売却決定を受けた最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合、納付された公売保証金は返還しません。

(2) 次順位買受申込者に対する売却決定

尼崎市は、最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合に、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。最高価申込者の決定を取り消し、次順位買受申込者がいない場合は、当該公売は成立しません。

ア 次順位買受申込者の売却決定金額

次順位買受申込者などの売却決定金額は、次順位買受申込者などの入札価額を売却決定金額とします。

イ 売却決定を受けた次順位買受申込者などが買受代金を納付しなかった場合

売却決定を受けた次順位買受申込者などが買受代金を納付しない場合、納付された公売保証金は返還しません。この場合、当該公売は成立しません。

(3) 売却決定の取り消し

以下の場合に、売却決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は買受人に移転しません。なお、アの場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

ア 売却決定後、買受人などが買受代金を納付する前に、公売財産にかかる滞納市税等について完納の事実が証明されたとき。

イ 買受人などが買受代金を納付期限までに納付しなかったとき。

ウ 買受人などが、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当するとき。

5 買受代金の納付

(1) 買受代金の金額

買受代金の金額は、売却決定金額です。

(2) 買受代金納付期限について

買受人などは、買受代金納付期限までに尼崎市が納付を確認できるよう買受代金（買受代金に充当される公売保証金額を除く）を一括で納付してください。（次順位買受申込者が売却決定を受けた場合の買受代金納付期限は、通常は売却決定の 7 日後です）。買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合、納付された公売保証金を没収し、返還しません。

(3) 買受代金の納付方法

買受代金は次の方法で納付してください。なお、買受代金の納付にかかる費用は、買受人などの負担となります。また、買受代金納付期限までに尼崎市が納付を確認できることが必要です。

ア 尼崎市の指定する口座へ銀行振込

イ 現金書留による送付（金額が 50 万円以下の場合のみ）

ウ 郵便為替による納付

＊ 発行日から起算して 175 日を経過していないものに限る。

エ 現金若しくは銀行振出の小切手を尼崎市役所へ直接持参

＊ 銀行振出の小切手は、一般線引小切手、支払先は持参人払、電子交換所に加入する銀行が振り出したもので振出日から起算して 8 日を経過していないものに限る。

- ・ 直接持参により納付する場合は身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など、住所及び氏名が明記されご本人の写真が添付されている本人確認書類（マイナンバーカードなどをお持ちでない場合は、住民票などの住所及び氏名を証する書面及びパスポートなどの写真付き本人確認書類））をお持ちください。
- ・ 代理人が納付する場合は、代理権限を証する委任状（委任状は尼崎市公式ホームページより印刷できます。）、買受人本人の住所証明書（買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など）、代理人の身分証明書をお持ちいただくか、委任状、買受人本人の住所証明書、代理人の身分証明書の写しを送付ください。公売参加申込時に委任状及び買受人本人の住所証明書を提出済みの場合は、代理人の身分証明書のみをお持ちいただくか写しを送付ください。

(4) 買受代金の納付の効果

- ア 買受人などが公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可又は登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。
- イ 公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡しの有無などにかかわらず、買受人が負うことになります。

6 公売保証金の返還

(1) 最高価申込者及び次順位買受申込者など以外の方への公売保証金の返還

最高価申込者、次順位買受申込者又は国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当し同条第 2 項の処分を受けた者並びにその代理人以外の者が納付した公売保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公売参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、公売保証金の返還は入札終了後となります。

公売保証金の返還は、クレジットカードから公売保証金の引き落としを行わないことをもって行います。ただし、公売参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

(2) 次順位買受申込者などへの公売保証金の返還

次順位買受申込者などの納付した公売保証金は、最高価申込者などが買受代金納付期限までに買受代金全額を納付した場合に、全額返還します。

公売保証金の返還は、クレジットカードから公売保証金の引き落としを行わないことをもって行います。ただし、次順位買受申込者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

(3) 国税徴収法第 114 条に該当する場合

買受代金の納付期限以前に滞納者などから不服申立てなどがあり、滞納処分の続行が停止された場合、その停止期間は、最高価申込者など、次順位買受申込者など及び買受人などは国税徴収法第 114 条の規定によりその入札又は買受を取り消すことができます。この場合、納付された公売保証金は全額返還します。

(4) 国税徴収法第 117 条に該当する場合

売却決定後、買受人などが買受代金を納付する前に、公売財産にかかる滞納市税等について完納の事実が証明され、国税徴収法第 117 条の規定により売却決定が取り消された場合は、納付された公売保証金は全額返還します。

第5 公売財産の権利移転及び引渡しについて

1 公売財産の権利移転手続きについて（通則）

(1) 権利移転手続きについて

公売財産の権利移転手続きについては、財産の種類に応じ、第5の2及び3に定めるところによります。ガイドラインに定めのない財産の権利移転手続きについては、これらの定めるところに準じることとします。ただし、尼崎市がその財産の特殊な事情などを考慮して必要と認める場合は、第5の2及び3の規定を必要と認める範囲において変更することができるものとします。

(2) 権利移転手続きにおける注意事項

- ア 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、現所有者及び尼崎市には担保責任は生じません。
- イ 買受人などが公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認や許可又は登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。
- ウ 公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難及び焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡しの有無などにかかわらず、買受人が負うことになります。
- エ 権利移転に伴う費用は、買受人などの負担となります。

2 公売財産が動産の場合の権利移転及び引渡しについて

尼崎市は、買受代金の納付を確認した後、公売財産の引渡しを行います。

(1) 公売財産の引渡し

- ア 公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。
- イ 公売財産の引渡しは、原則として尼崎市役所の事務室内で行います。
- ウ 尼崎市が公売財産を前所有者又は第三者に保管させている場合は、買受人は尼崎市から交付される「売却決定通知書」を提示し、保管人から財産の引渡しを受けてください。この場合、「売却決定通知書」の交付により、尼崎市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。保管人が財産の現実の引渡しを拒否しても、尼崎市はその現実の引渡しを行う義務を負いません。
- エ 公売財産又は「売却決定通知書」を直接受け取る場合は、買受人の本人確認のため、下記（ア）及び（イ）をお持ちください。なお、買受人が法人である場合には、商業登記簿謄本などと法人代表者の方の下記（ア）及び（イ）をお持ちください。

（ア）身分証明書

マイナンバーカード、運転免許証など、住所及び氏名が明記されご本人の写真が添付されている本人確認書類（マイナンバーカードなどをお持ちでない場合は、

住民票などの住所及び氏名を証する書面及びパスポートなどの写真付き本人確認書類)。

(イ) 尼崎市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの

オ 公売財産を配送で受け取る場合は、下記(ア)の写し及び(イ)並びに(ウ)を送付してください。なお、買受人が法人である場合には、商業登記簿謄本などと法人代表者の方の下記(ア)の写し及び(イ)並びに(ウ)を送付してください。

(ア) 身分証明書

マイナンバーカード、運転免許証など、住所及び氏名が明記されご本人の写真が添付されている本人確認書類(マイナンバーカードなどをお持ちでない場合は、住民票などの住所及び氏名を証する書面及びパスポートなどの写真付き本人確認書類)

(イ) 尼崎市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの

(ウ) 送付依頼書

インターネット公売終了後、尼崎市公式ホームページより印刷して必要事項を記入したもの

- ・ 送付による引渡しを希望する場合、輸送途中での事故などによって公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、尼崎市は一切責任を負いません。また、極端に重い財産、大きな財産、壊れやすい財産は送付による引渡しはできない場合があります。

なお、送付先住所が買受人の住所(所在地)と異なる場合は、その旨を「送付依頼書」に記載してください。受取人となりうるのは、買受人及び代理人(代理人宛てに送付を依頼する場合の手続きは後述)です。

カ 買受人は、買受代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合は、下記(ア)の写し及び(イ)並びに(ウ)を送付してください。なお、買受人が法人である場合には、商業登記簿謄本などと法人代表者の方の下記(ア)の写し及び(イ)並びに(ウ)を送付してください。

(ア) 身分証明書

マイナンバーカード、運転免許証など、住所及び氏名が明記されご本人の写真が添付されている本人確認書類(マイナンバーカードなどをお持ちでない方は、住民票などの住所及び氏名を証する書面及びパスポートなどの写真付き本人確認書類)

(イ) 尼崎市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの

(ウ) 保管依頼書

インターネット公売終了後、尼崎市公式ホームページより印刷して必要事項を記入したもの

キ 一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

(2) 注意事項

ア 買受人が自ら登録や名義変更などを行う必要がある財産については、引渡後、速やかに登録や名義変更の手続きを行ってください。

イ 公売財産又は「売却決定通知書」を代理人が直接受け取る場合は、下記（ア）から（エ）をお持ちください。

（ア）代理権限を証する委任状（尼崎市公式ホームページより印刷できます。）

（イ）買受人本人の住所証明書（買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など）

（ウ）代理人の身分証明書

（エ）尼崎市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの

＊ 公売参加申込時や代金納付時に上記（ア）及び（イ）を提出済みの場合は、上記（ウ）及び（エ）をお持ちください。

ウ 公売財産を代理人が配送で受け取る場合は、下記（ア）から（オ）を送付してください。

（ア）代理権限を証する委任状（尼崎市公式ホームページより印刷できます。）

（イ）買受人本人の住所証明書（買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など）

（ウ）代理人の身分証明書の写し

（エ）尼崎市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの

（オ）送付依頼書（インターネット公売終了後、尼崎市公式ホームページより印刷して必要事項を記入したもの）

＊ 公売参加申込時に上記（ア）及び（イ）を提出済みの場合は上記（ウ）から（オ）を、代金納付時に上記（ア）から（ウ）を提出済みの場合は、上記（エ）及び（オ）を送付してください。

(3) 引渡し及び権利移転に伴う費用について

ア 落札された公売財産の保管費用が必要な場合、買受代金納付後の保管費用は買受人の負担となります。

イ 買受人が送付による公売財産の引渡しを希望する場合、送付費用は買受人の負担となります。

ウ その他、公売財産の権利移転に伴い費用を要する場合には、その費用は買受人の負担となります。

エ 軽自動車税環境性能割は、買受人が自ら申告、納税してください。

3 公売財産が自動車の場合の権利移転及び引渡しについて

本項の「自動車」は、道路運送車両法の規定により登録を受けた自動車をいいます。したがって、軽自動車及び登録のない自動車などの権利移転手続きは、原則として第5の2に定めるところによります。尼崎市は、買受代金の納付を確認後、買受人に対して売却決定通知書を交付し、公売財産の引渡しを行います。また、買受人からの請求に基づいて権

利移転の手続きを行います。

(1) 公売財産の引渡し

- ア 公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。
- イ 尼崎市が公売財産を前所有者又は第三者に保管させている場合は、買受人は尼崎市から交付される「売却決定通知書」を提示し、保管人から財産の引渡しを受けてください。この場合、「売却決定通知書」の交付により、尼崎市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。保管人が財産の現実の引渡しを拒否しても、尼崎市はその現実の引渡しを行う義務を負いません。
- ウ 買受人は、買受代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合、「保管依頼書」の提出が必要です。「保管依頼書」は、インターネット公売終了後、尼崎市公式ホームページより印刷して必要事項を記入のうえ、尼崎市に提出してください。
- エ 一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

(2) 権利移転の手続きについて

- ア 自動車保管場所証明書、印鑑証明書などの必要書類を買受代金納付期限までに尼崎市へ提出してください。
- イ 買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所が、対象財産を管轄する運輸支局などと異なる場合などには、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局などに当該自動車を持ち込んでいただくことが必要です。また、所有権の移転登録及び差押登録の抹消登録は、郵送で行います。
- ウ 自動車検査証有効期限切れの自動車は、所有権移転登録と同時に一時抹消登録をすることとなります。使用される場合は、買受人が自ら新規検査及び新規登録の手続きを行う必要があります。

(3) 売却決定通知書の交付

尼崎市は、買受代金の納付を確認後、買受人に対して「売却決定通知書」を交付します。「売却決定通知書」を直接受け取る際は、買受人の本人確認のため、下記ア及びイをお持ちください。なお、買受人が法人である場合には、商業登記簿謄本などと法人代表者の方の下記ア及びイをお持ちください。

ア 身分証明書

マイナンバーカード、運転免許証など、住所及び氏名が明記されご本人の写真が添付されている本人確認書類（マイナンバーカードなどをお持ちでない場合は、住民票などの住所及び氏名を証する書面及びパスポートなどの写真付き本人確認書類）

イ 尼崎市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの

(4) 注意事項

- ア 公売財産又は「売却決定通知書」を代理人が直接受け取る場合は、下記（ア）から（エ）をお持ちください。

（ア）代理権限を証する委任状（尼崎市公式ホームページより印刷できます。）

(イ) 買受人本人の住所証明書（買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など）

(ウ) 代理人の身分証明書

(エ) 尼崎市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの

＊ 公売参加申込時や代金納付時に上記(ア)及び(イ)を提出済みの場合は、上記(ウ)及び(エ)をお持ちください。

イ 「売却決定通知書」を代理人が郵送で受け取る場合は、下記(ア)から(エ)を送付してください。

(ア) 代理権限を証する委任状（尼崎市公式ホームページより印刷できます。）

(イ) 買受人本人の住所証明書（買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など）

(ウ) 代理人の身分証明書の写し

(エ) 尼崎市より買受人などへ送信した電子メールを印刷したもの

＊ 公売参加申込時に上記(ア)及び(イ)を提出済みの場合は上記(ウ)及び(エ)を、代金納付時に上記(ア)から(ウ)を提出済みの場合は、上記(エ)を送付してください。

(5) 引渡し及び権利移転に伴う費用について

ア 権利移転に伴う費用（登録手数料など）は買受人の負担となります。

イ 自動車税環境性能割は、買受人が自ら申告、納税してください。

ウ 所有権の移転登録及び差押登録の抹消登録は郵送で行いますので、郵送料（切手1500円程度）が必要です。

エ 落札された公売財産の保管費用が必要な場合、買受代金納付期限の翌日以降の保管費用は、買受人の負担となります。

第6 注意事項

1 公売システムに不具合などが生じた場合の対応

公売システムなどに不具合が生じたために次に掲げる事態が発生した場合、尼崎市は公売手続きを中止することがあります。

(1) 入札期間前

公売参加申込期間の始期に公売参加申込み受付が開始されない場合、公売参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合、公売参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合又は公売参加申込期間の終期後になされた公売参加申込みを取り消すことができない場合。

(2) 入札期間中

入札期間の始期に入札の受付が開始されない場合、入札できない状態が相当期間継続した場合又は入札の受付が入札期間の終期に終了しない場合。

(3) 入札期間後

せり売形式において尼崎市が入札終了後相当期間経過後も最高価申込者などを決定

できない場合並びに入札形式において入札終了後相当期間経過後も開札ができない場合、追加入札が必要な場合で追加入札の開始又は終了ができない場合又はくじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合。

2 公売の中止及び中止時の公売保証金の返還

公売参加申込み開始後に公売を中止することがあります。公売財産の公開中であっても、公売にかかる滞納市税等が納付された場合などにインターネット公売を中止します。

(1) 特定の公売財産の中止時の公売保証金の返還

特定の公売財産の公売が中止となった場合、当該公売財産について納付された公売保証金は中止後返還します。

(2) インターネット公売中止時の公売保証金の返還

インターネット公売全体が中止となった場合、公売保証金は中止後返還します。

3 システム利用における禁止事項

公売システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 公売システムをインターネット公売の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 公売システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 公売システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 公売システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他公売システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

4 公売参加者などに損害などが発生した場合

次に掲げる事由などにより公売参加者など（公売システムにアクセスした方、公売参加者など又は第三者）に損害が発生した場合、尼崎市はその損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

- (1) 公売が中止になったこと。
- (2) 公売システムに不具合などが生じたこと。
- (3) 公売参加者など（公売システムにアクセスした方、公売参加者など又は第三者）の使用する機器及びネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公売参加申込み又は入札が行えなかったこと。
- (4) 公売に参加したことに起因して、公売参加者などが使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じたこと。
- (5) 公売参加者などが公売保証金を自己名義（代理人の場合は代理人名義、法人の場合は法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済シス

- テムの不備により、公売保証金の納付ができず公売参加申込みができなかったこと。
- (6) 公売参加者などのメールアドレスの変更や公売参加者などの使用する機器及びネットワークなどの不備、不調その他の理由により、尼崎市から送信される電子メールが到着しなかったこと。
 - (7) 公売参加者など（公売システムにアクセスした方、公売参加者など又は第三者）の発信若しくは受信するデータが不正アクセス及び改変などを受けたこと。
 - (8) 公売参加者など（公売システムにアクセスした方、公売参加者など又は第三者）が、自身のログイン ID 及びパスワードなどを紛失若しくは、ログイン ID 及びパスワードなどが第三者に漏えいしたこと。
 - (9) 公売参加者など（公売システムにアクセスした方、公売参加者など又は第三者）が、公売参加の手続きに関する権限の一部を代理人に委任した場合において、その委任を受けた代理人がした行為により被害を受けたこと。
 - (10) 買受人などとなった公売参加者などが送付による公売財産の引渡しを希望した場合、輸送途中での事故などによって公売財産に破損、紛失などの事態が発生したこと。

5 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

6 インターネット公売において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公売の手続きにおいて使用する通貨
インターネット公売の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価額などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) インターネット公売の手続きにおいて使用する言語
インターネット公売の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。公売システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格）X0208 をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。
- (3) インターネット公売の手続きにおいて使用する時刻
インターネット公売の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

7 公売参加申込期間及び入札期間

公売参加申込期間及び入札期間は、公売システム上の公売物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

8 尼崎市インターネット公売ガイドラインの改正

尼崎市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるもの

とします。

なお、改正を行った場合には、尼崎市は公売システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に公売参加申込みの受付を開始するインターネット公売から適用します。

9 リンクの制限など

尼崎市が公売システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、尼崎市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、公売システム上において、尼崎市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、尼崎市に無断で転載・転用することは一切できません。

10 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、尼崎市が掲載したものではない情報については、尼崎市インターネット公売に関する情報ではありません。

■インターネット公売における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公売における個人情報の収集主体は行政機関になります。

■クレジットカードで公売保証金を納付する場合

クレジットカードにより公売保証金を納付する公売参加者およびその代理人（以下、「公売参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる公売保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公売参加者などは、インターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、公売参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が公売保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公売参加者などの個人情報をSB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。